国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

改正理由:事業内容の変更による部門名称(英文)を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
改 正 (部門) 第6条 推進本部に次の部門を置く。 (1) 産学連携推進部門 (2) 地域連携推進部門 (3) TSTEP(Tokyo Gakugei University Sustainable Tokyo East Project)推進部門 2 部門の委員は、本部員のうちから本部長が指名する。ただし、本部長が特に必要と認めた場合には、本部員以外から指名することができるものとする。 3 部門に部門長を置き、第4条第1項の本部員のうちから学長が指名する。 4 部門長は、部門を総括する。 5 前各項に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、推進本部が定める。 〔省略〕	現 行 (部門) 第6条 推進本部に次の部門を置く。 (1) 産学連携推進部門 (2) 地域連携推進部門 (3) TSTEP(Tokyo Gakugei University Sky Tree Edutainment Project)推進部門 2 部門の委員は、本部員のうちから本部長が指名する。ただし、本部長が特に必要と認めた場合には、本部員以外から指名することができるものとする。 3 部門に部門長を置き、第4条第1項の本部員のうちから学長が指名する。 4 部門長は、部門を総括する。 5 前各項に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、推進本部が定める。 〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> この要項は,平成23年4月7日から施行する。	